

## 農業委員会第29回総会議事録

1. 日 時 令和4年11月14日（月）午前9時30分～午前10時55分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（15人）

会長職務代理者 鈴木 秀

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 田中 恒司   | 4 番 佐々木 平   | 5 番 小菅 武次   |
| 7 番 飯田 秀治   | 8 番 辻 望     | 9 番 加藤 三久   |
| 10 番 小林 伸康  | 11 番 大石 徹也  | 13 番 稲田 利幹  |
| 14 番 上田 みね子 | 15 番 近藤 啓子  | 16 番 大野 久美子 |
| 17 番 三田 久憲  | 18 番 豊田 栄美子 |             |

4. 欠席委員（4人）

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 会長 堀田 長久   | 2 番 長谷 康郎 | 12 番 平子 伸 |
| 19 番 望月 広志 |           |           |

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，小河，吉村  
農林水産課 久次米，中野

6. 議事

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請につい  
て

第6号議案 農用地利用集積計画について

報告事項 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項 7 号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項 8 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

## 第 2 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

### 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 29 回総会を開催いたします。

本日、堀田会長が所用により総会を欠席されますので、本日の進行につきましては、鈴木会長職務代理者をお願いしたいと思います。

開会にあたりまして鈴木会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

鈴木会長職務代理者（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、鈴木会長職務代理者をお願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 29 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第 7 番飯田秀治様、議席番号 8 番辻望様をお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、5の72番は、譲受人は、利用農地4,687㎡を耕作されています。今回の申請地面積は802㎡で、併せて5,489㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、麦を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、田植機、トラクター、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴26年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴60年、20年が各1名です。通作距離は約800mです。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、7の80番は、譲受人は、利用農地7,542㎡を耕作されています。今回の申請地面積は292㎡で、併せて7,834㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴45年です。通作距離は約100mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8の71番は、譲受人は、利用農地5,157.88㎡を耕作されています。今回の申請地面積は532.87㎡で、併せて5,690.75㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農用自動車を各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴25年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴15年が1名です。通作距離は約3.8kmです。必要な農作業について、年間約120日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、9の64番は、譲受人は、利用農地4,699㎡を耕作されています。今回の申請地面積は728㎡で、併せて5,427㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、農用自動車を各1台所有し、トラクター、田植機を各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴70年、30年が各1名です。通作時間は徒歩で約5分です。必要な農作業について、年間約65日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10 の 78 番は、譲受人は、利用農地 19,188 m<sup>2</sup>を耕作されています。今回の申請地面積は 22 m<sup>2</sup>で、この後ご説明します 10 の 79 番で 10 m<sup>2</sup>を譲渡するため、合計 19,200 m<sup>2</sup>となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、農用自動車を各 1 台、乾燥機、コンバインを各 2 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 50 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 60 年、40 年、10 年が各 1 名です。通作距離は 300m です。必要な農作業について、年間約 150 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10 の 79 番は、譲受人は、利用農地 23,022 m<sup>2</sup>を耕作されています。今回の申請地面積は 10 m<sup>2</sup>で、先程ご説明しました 10 の 78 番で 22 m<sup>2</sup>を譲渡するため、合計 23,010 m<sup>2</sup>となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 41 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 31 年が 1 名、8 年が 2 名です。通作距離は 40m です。必要な農作業について、年間約 150 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、13 の 73 番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は 162 m<sup>2</sup>ですが、この後ご審議いただきます第 6 号議案、農用地利用集積計画で合計 5,508 m<sup>2</sup>申請されており併せて 5,670 m<sup>2</sup>となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、小麦、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、農用自動車を各 1 台所有し、トラクター、田植機、コンバインを各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 6 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 6 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 3 年が 1 名です。通作距離は車で約 2 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13 の 74 番は、譲受人は、利用農地 6,731 m<sup>2</sup>を耕作されています。今回の申請地面積は 1,089 m<sup>2</sup>で、併せて 7,820 m<sup>2</sup>となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、小麦を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、農用自動車を各 1 台、耕うん機を 2 台所有し、田植機、コンバインを各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 15 年で、臨時雇用労働力は経歴 20 年が 2 名です。通作距離は車で約 15 分です。必要な農作業について、年間約 250 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等

について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、13 の 76 番は、譲受人は、利用農地 23,677 m<sup>2</sup>を耕作されています。今回の申請地面積は 1,224 m<sup>2</sup>で、併せて 24,901 m<sup>2</sup>となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバインを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 50 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 40 年が 1 名です。通作距離は車で約 3 分です。必要な農作業について、年間約 200 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17 の 77 番は、譲受人は、利用農地 14,194 m<sup>2</sup>を耕作されています。今回の申請地面積は 181 m<sup>2</sup>で、併せて 14,375 m<sup>2</sup>となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバインを各 1 台、農用自動車を 3 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 40 年が 1 名です。通作時間は車で約 1 分です。必要な農作業について、年間約 190 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 10 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 1 号議案は、承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、19 の 11 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 3 種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南へ約 295m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 300m 以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲は素掘り水路を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、20 の 10 番は、隣接地で開設する「研究栽培農園 鈴鹿の森庭園」の

一般公開時における駐車場用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は5ヶ月間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は椿地区市民センターより南東へ約2,480mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は自社で整備、復元を行うため事業費は発生しません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。土地造成はありません。申請地は現在、芝を育成していますが、現状のまま車を乗入れさせる計画です。雨水は自然浸透です。周囲は山林等に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。また当該申請は、申請者が既に有する農業経営基盤強化促進法による賃借権に基づき農地転用を行うため、農地転用に対する土地所有者の同意書が添付されています。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の72番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約1,470mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の73番は、個人住宅用地の一部（進入路）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北西へ約380mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は農地以外に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の74番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約650mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも

該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は調整池で一時的貯留し、下流水路の能力に応じた排水を行います。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは3,000 m<sup>2</sup>を超える太陽光発電事業の為、11月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、9の65番は、隣接する倉庫業者の為に駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河曲駅から北東へ約1,860mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲は擁壁を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000 m<sup>2</sup>を超える案件の為、11月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、15の67番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約440mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の68番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約460mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の69番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約520mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の70番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約500mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の71番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。

申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約490mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の77番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約810mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は領収書にて支払い済みであることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、18の75番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、井田川地区市民センターから南西へ約460mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19の64番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約180mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の66番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南西へ約170mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲は隣接する農地が無い為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上13件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認とさせていただきます。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、



事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、5の48番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約3,050mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、7の51番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、稻生サーキット駅から北東へ約1,560mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、既設道路側溝へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、8の49番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、飯野地区市民センターから南へ約690mに位置し、地区市民センターを中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、雨水と共に既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9の50番は、農業用資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、河曲地区市民センターから北東へ約650mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農業用施設用地に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は既存の迫認のため問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は土のうを設置する

為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、20の47番は、砂利採取用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は1年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。これらは、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書にて確認しています。また、砂利採取業者と連合会との連名で申請されており、かつ、両者が採取跡地の埋め戻し及び農地の復元について共同責任を負っています。なお、申請人の砂利採取業者登録等、必要書類を確認しています。砂利採取計画認可申請について手続き中です。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画であり、適正と考えています。最大掘削深は9.54mで1:1.5の安定勾配で掘削します。隣地より2m以上の保安距離をとります。埋め戻しには山土、脱水ケーキ及び良質な建設発生土を利用します。周囲には防護柵を設ける為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、11月10日に現地確認を実施しています。

以上5件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

9-50ですが、借受人と貸出人が同一氏名になっていますが、このケースはどういうことを意味しているのですか。

事務局

土地の所有者が〇〇〇〇様でございまして、資材置場にされるのですが、ご自身でお使いになるといったことと併せて、奥様〇〇様の土地もお使いになるということです。

辻委員

そうじゃなくて、〇〇の一部と書いてあるのは、同名になっています。下のほうは、奥様の土地を借りるというのはわかるのですが。

事務局

こちらは本来、ご自身の土地をご自身が使われるので4条になるのですが、奥様の土地も併せてお使いになるということで、こういった場合、申請を別に分けるのではなくて、5条の申請一本で事務処理をしております。

辻委員

こういうことは法律に書いてあるのですか。

事務局

5条の申請一本で事務処理をするということを確認しております。法律にはそこまで詳細な規定はありませんが、事務処理のQ&Aには記載されています。

辻委員

4条で別々に上げるべきではないのですか。

事務局

5条だけでの説明では分かりにくかったですが、内容としては4条と5条併せてということでございます。

辻委員

借受人が同一の場合は、こういう形で申請するということですか。

事務局

そうです。4条と5条を分けるのではなくて、5条一本での申請となります。

豊田委員

資材置場になっているのは、この許可書で登記地目を変えることができるのですか。

事務局

貸借でございますので、原則では地目を変えることはないかもしれませんが、この許可書をもって地目を農地以外のものにすることはできます。細かく申しますと、〇〇の一部は分筆登記をしないと地目更生はできませんが、〇〇のほうはできます。

辻委員

これに関連して、例えば農地の一部を進入路として使用する場合は、何番地の一部と申請しても良いのですか。

事務局

そうです。位置形状が面積的に確認できれば、分筆して申請することまでは求めています。

辻委員

進入路の面積制限はありますか。何㎡以上は分筆して5条の転用申請するとか。

事務局

例えば、住宅への進入路となりますと、住宅の一部と判断いたしますので、面積の必要性となりますと建ぺい率が22%以上確保されるかどうかを確認しております。

辻委員

必ずしも分筆しなければならないということはないのですね。

事務局

5条で所有権移転となりますと、先々分筆が必要となってきますので、その場合は確認しますが、5条貸借権の設定や4条でご自身の土地をお使いになる場合は、分筆までは必ずしも求めておりません。

議長（鈴木会長職務代理者）

外に別段無いようでございますので、第4号議案は承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明いたします。

23の8番は、太陽光パネル設置用地として令和3年2月18日付け第502-10-77号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、官地の払い下げに伴い、当初のパネル配置が変更となったため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確認しております。土地造成は切土及び盛土して整地。雨水は敷地内に調整池を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出を行います。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は承認といたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書11ページ目43番から47番は河曲地区で米50kgの物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第6号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書1ページ目1番及び2番は、国府地区です。1番は、使用貸借です。2番は、5,000円の金納です。

2ページ目3番から6番は、庄野地区です。3番から5番は、使用貸借です。6番は、

米 15 k g の物納です。

3 ページ目 7 番から 10 番は、加佐登地区です。7 番は、使用貸借です。8 番は、米 60 k g の物納です。9 番及び 10 番は、10,000 円の金納です。

4 ページ目 11 番から 5 ページ目 22 番は、石薬師地区です。11 番から 19 番は、使用貸借です。20 番は、米 30 k g の物納です。21 番は、使用貸借と米 30 k g の物納です。22 番は、米 25 k g の物納です。

6 ページ目 23 番から 7 ページ目 31 番は、白子地区です。23 番は、使用貸借です。24 番は、米 20 k g の物納です。25 番は、米 30 k g の物納です。26 番は、米 15 k g の物納です。

27 番及び 28 番は、1 筆で米 60 k g の物納です。29 番から 31 番は、経営移譲を伴う法人化による使用貸借権及び賃貸借権の移転です。

8 ページ目 32 番及び 33 番は、稻生地区で経営移譲を伴う法人化による賃貸借権の移転です。

9 ページ目 34 番から 38 番は、飯野地区です。34 番は、米 60 k g の物納です。35 番及び 36 番は、米 50 k g と米 30 k g の物納です。37 番は、米 50 k g と米 30 k g の物納と使用貸借です。38 番は、米 50 k g の物納です。

10 ページ目 39 番から 42 番は、河曲地区です。39 番は、使用貸借です。40 番は、米 30 k g の物納です。41 番は、米 50 k g と 25 k g と 35 k g の物納です。42 番は、米 60 k g の物納です。

12 ページ目 48 番から 52 番は、一ノ宮地区です。48 番は、米 25 k g と米 10 k g の物納です。49 番は、米 35 k g の物納です。50 番は、米 50 k g と米 25 k g の物納です。51 番は、1 筆で米 150 k g の物納です。52 番は、米 50 k g 相当の金納です。

13 ページ目 53 番及び 54 番は、箕田地区です。53 番は、米 50 k g の物納と使用貸借です。54 番は、2 筆合計で 25 k g の物納と 50 k g と 35 k g の物納と 2 筆合計で米 50 k g の物納です。

14 ページ目 55 番から 58 番は、玉垣地区です。55 番は、米 35 k g と米 25 k g の物納です。56 番は、米 35 k g の物納です。57 番は、米 50 k g の物納です。58 番は、米 60 k g の物納です。

15 ページ目 59 番から 61 番は、若松地区です。59 番及び 60 番は、使用貸借です。61 番は、米 30 k g 相当の金納です。

16 ページ目 62 番から 68 番は、栄地区です。62 番及び 63 番は、使用貸借です。64 番は、米 24 k g 相当の金納です。65 番から 67 番は、米 24 k g の物納です。68 番は、米 30 k g 相当の金納です。

17 ページ目 69 番から 18 ページ目 79 番は、天名地区です。69 番から 76 番は、米 30 k g 相当の金納です。77 番から 79 番は、米 60 k g 相当の金納です。

19 ページ目 80 番及び 81 番は、合川地区で米 30 k g の物納です。

20 ページ目 82 番は、久間田地区で 10,000 円の金納です。

21 ページ目 83 番は、椿地区で使用貸借です。

22 ページ目 84 番及び 85 番は、深伊沢地区です。84 番は、米 60 k g の物納です。85 番は、1 筆で 15,000 円の金納と使用貸借です。

23 ページ目 86 番から 89 番は、鈴峰地区です。86 番は、使用貸借です。87 番は、米 30 k g の物納です。88 番は及び 89 番、米 30 k g 相当の金納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項 1 から 9 につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項 1 から 9 の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして 議事第 2 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

最初に資料確認をさせていただきます。お手元に、資料 1「農業振興地域・農用地区域概念図」資料 2「農振除外の 5 要件について」資料 3「農用地区域として定める土地について」そして、変更予定地一覧表及び位置図をお配りしておりますのでご確認ください。

それでは、説明をさせていただきます。鈴鹿市農業振興地域整備計画の変更についてでございます。本市では、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、鈴鹿市農業振興地域整備計画を策定しており、当該計画の中で将来にわたって農用地等として利用すべき土地として積極的に保護する区域を農用地区域として指定しております。農振法第 13 条第 1 項の規定により、市町村は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地

域整備計画を変更しなければならないこととなっており、また、農振法施行規則第3条の2第2項の規定により準用する同条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うに当たっては農業委員会の意見を聴くこととなっております。別添変更予定地一覧をご覧ください。土地所有者等からの申出により、今回は8件の変更を予定しております。

番号1番については、農振法第13条第2項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。農用地区域からの除外とは、農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う変更であり、農振法第13条第2項各号の規定をすべて満たした場合に限り変更することができます。農振法第13条第2項各号の要件につきましては、資料2「農振除外の5要件について」を参考にしてください。

再び変更予定地一覧にお戻りいただき、番号1番について説明します。地区は、国府地区、所在地は、国府町9180番の一部及び9181番の一部、登記地目は、畑、除外面積は、269㎡、除外目的は、農家住宅を建築するためでございます。本件については、農用地区域の辺縁部に位置しており、また、土地改良事業実施完了年度の翌年度から起算して8年を経過している土地でございます。関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。申出者及び家族等の土地の所有状況を確認し、申出地以外に代替地がないことについても確認しております。計画予定地の外周を擁壁、ブロック積等で区分し、隣地への土砂流出を防ぎ、污水については、合併浄化槽で処理し、排水路に放流する予定でございます。当該地について認定農業者等の利用集積はなく、また、その予定もございません。以上より、農振法第13条第2項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

続いて、番号2番は、農振法第10条第3項各号の規定を満たす土地について、農用地区域への編入を行うものでございます。地区は、国府地区、所在地は、国府町9279番の一部、登記地目は、畑、編入面積は、135㎡、編入理由は、令和2年12月に農用地区域からの除外した土地について、事業計画に変更があり、計画面積が減少したため、当該減少部分を農用地区域へ再編入するためでございます。

続いて、番号3番は、農振法第10条第3項の要件に該当しないことによる農用地

区域からの除外でございます。農振法第 10 条第 3 項各号の要件を満たすものとして、農用地区域に含められた土地が、その後当該要件を満たさなくなった場合、市町村の判断により農用地区域から除外することができます。なお、農振法第 10 条第 3 項各号の要件につきましては、お手元の資料 3「農用地区域として定める土地について」を参考にしてください。

再び変更予定地一覧にお戻りいただき、番号 3 番について説明します。地区は、国府地区、所在地は、八野町 569 番、570 番、700 番、登記地目は、宅地、除外面積は、476.02 m<sup>2</sup>でございます。本件については、農振法第 10 条第 3 項第 1 号ないし、同項第 5 号の規定により農用地区域として指定された土地でございますが、569 番については昭和 50 年から、570 番については昭和 40 年から、700 番については昭和 52 年から、登記地目が宅地となっており、現況も宅地となっております。また、当該地は農地法上の農地ではなく、将来にわたって農地として利用される見込みもないことから、農振法第 10 条第 3 項の各要件を満たさず、農用地区域から除外するものでございます。

続いて、番号 4 番は農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。地区は、白子、所在地は、白子町 2061 番 1 の一部、登記地目は、田、除外面積は、361 m<sup>2</sup>、除外理由は、農家住宅を建築するためでございます。本件については、農用地区域の辺縁部に位置しており、また、土地改良事業未実施の土地でございます。関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。申出者及び家族等の土地の所有状況を確認し、申出地以外に代替地がないことについても確認しております。計画予定地の外周をコンクリートブロック積で区分し、隣地への土砂流出を防ぎ、污水については、公共下水道に接続し、雨水は水路に放流する予定でございます。当該地について認定農業者等の利用集積はなく、また、その予定もございません。以上より、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

続いて、番号 5 番は、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。地区は、河曲地区、所在地は、十宮町 1379 番地、1380 番地、登記地目は、田、除外面積は、2,604 m<sup>2</sup>、除外理由は、河曲小学校駐車場、道路拡幅、雨水貯留施設の設置でございます。本件については、農用地区域の辺縁部に位置しており、また、県営経営体育成基盤整備事業河曲中部地区の受益



地となっておりますが、事業完了の翌年度から起算して8年を経過した土地でございます。関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。本件は申出地に隣接する東側市道の拡張を行うとともに、学校施設と一体的に利用することを目的としていることから、申出地以外の土地をもって代替えることは困難であると認められます。雨水排水については、雨水貯留施設及び排水施設等を整備し適切に管理する予定でございます。当該地について認定農業者等の利用集積はなく、また、その予定もございません。以上より、農振法第13条第2項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

続いて、番号6番は、農振法第13条第2項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。地区は、若松、所在地は、若松西一丁目3172番地、登記地目は、畑、除外面積は、499.99 m<sup>2</sup>、除外理由は、農家住宅を建築するためでございます。本件については、農用地区域の辺縁部に位置しており、また、県営ほ場整備基盤事業鈴鹿地区の受益地となっておりますが、事業完了の翌年度から起算して8年を経過した土地でございます。関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。申出者及び家族等の土地の所有状況を確認し、申出地以外に代替地がないことについても確認しております。計画予定地の外周をコンクリートブロック塀で区分し、隣地への土砂流出を防ぎ、污水については、合併浄化水槽を通じて排水路へ放流する予定です。当該地について認定農業者等の利用集積はなく、また、その予定もございません。以上より、農振法第13条第2項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

続いて、番号7番は農振法第10条第3項の要件に該当しないことによる農用地区域からの除外でございます。地区は、椿地区、所在地は、椿一ノ宮町1596番6、登記地目は、原野、編入面積は、9,865 m<sup>2</sup>です。本件については、農振法第10条第3項第1号ないし、同項第5号の規定により農用地区域として指定された土地でございますが、昭和62年から登記は原野であり、現況も原野となっております。また、当該地は農地法上の農地ではなく、将来にわたって農地として利用される見込みもないことから、農振法第10条第3項の各要件を満たさず、農用地区域から除外するものでございます。

続いて、番号8番は、農振法第13条第2項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。地区は、深伊沢地区、所在地は、深溝町2720

番 3 の一部, 2720 番 4 の一部, 登記地目は, 宅地及び畑, 除外面積は, 436.63 m<sup>2</sup>, 除外理由は, 分家住宅を建築するためでございます。本件については, 農用地区域の辺縁部に位置しており, また, 土地改良事業未実施の土地でございます。関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。申出者及び家族等の土地の所有状況を確認し, 申出地以外に代替地がないことについても確認しております。計画予定地の外周は既存工作物で区分し, 隣地への土砂流出を防ぎ, 汚水については農業集落排水へ, 雨水は排水路へ放流する予定でございます。当該地について認定農業者等の利用集積はなく, また, その予定もございません。以上より, 農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たすため, 農用地区域から除外しようとするものでございます。

変更予定地に係る説明は以上であり, 当該変更については関係する地区農業委員会で, 事前に確認をしていただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今, 事務局から説明がありました議事第 2 につきまして, 何か, ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので, 議事第 2 は承認といたします。

以上で, 本日の議事は, すべて終了いたしました。

大石委員

今日は会長みえませんが, 5 反要件について今後も頑なに守っていくのかどうか。政府は 5 反要件を廃止すると聞いていますが, 特に麦や稲作については 5 反要件があってもいいと思いますが, 新規就農者でイチゴやトマト, ブドウとか, 私どもにも先般から問い合わせがあります。鈴鹿市の 5 反要件が重しになって一步を踏み出せないと言われます。事務局としては, それぞれの案件ごとに対応していくのか, 5 反要件を撤廃するのか, 鈴鹿市の農業委員会としてはどういう見解を持たれているのでしょうか。

事務局

3 条申請の 5 反要件につきましては, 法改正がありまして来年 4 月に, 5 反要件が撤廃されるという流れがございます。まだ正式決定ではございませんので, 正式決定になった場合は, 改めてこの場で皆様に周知させていただこうと考えております。具体的な内容としましては, 3 条取得, 貸借に関しましてのいくつかの要件, 全部効率要件, 農機具を確保しているかどうかなどの要件から, 5 反要件がなくなるという改正内容であると聞いています。

大石委員

令和 5 年 4 月が改正ということですが, それまでの間, 先般から問い合わせをいた

だいている方はブドウ園をやりたいということで、令和5年4月までは待てないのではないかと思います。

事務局

現状におきましては、現行法に基づいての運用でしか対応できないと考えており、5反要件をお願いしております。

大石委員

委員会での全員可決で対応はできないのですか。

事務局

利用集積につきましては、以前周知させていただきましたように5反要件は見ておりませんので、農地法での取得や貸借が難しい場合は、まずは利用集積で検討いただくようご案内してはと思います。

大石委員

2反でも付加価値の高いブドウやイチゴなどについては、5反や1町も一手で作れる新規就農者はいません。新規就農者は、鈴鹿市はごめんやと言うのといっしょだと思いますので、鈴鹿市も当たり前の社会になっていかないといけない。この件については、皆さんも反対する方はいないと思います。新規就農者が手を上げられたときに、委員会としては柔軟に対応していただけたらいいと思いますが、いかがですか。

事務局

5反要件の例外というのがございます。高収益の作物や花、薬草については例外の中にあったと思います。新規就農の方で5反ないと相談を受けたときは、例外規定も踏まえて、どういった計画をされているのか、お話しを伺いながら解決できる方法を相談させていただければと考えております。

大石委員

ぜひ親切に対応してやっていただきたい。ハウスを一度に3反も4反も作れる新規就農者はいないと思います。そういう方を育てるという意味でも、1反でも厳しいと思うので、まずは、500㎡くらいのハウスを建てて、見通しが付いて増やしていくのが常識だと思います。ぜひ親切に柔軟に対応してやってください。お願いします。

事務局

委員おっしゃられるように、新規就農を希望される方は委員会にとっても必要な方だと思いますので、そういった方の要望を個々に伺いながら、対応できるところは事務局でも知恵を絞って協力させていただきたいと思います。

議長（鈴木会長職務代理者）

農地法の売買や貸借は従来どおり5反要件があり、利用集積は除外も考えられるということですか。

事務局

利用集積の貸借につきましては、現在5反要件は見ておりません。

大石委員

先般から私どもに問い合わせがあった方は、土地を取得したいと言っている。マスカットの木が大きくなったときに返せと言われると、せっかく一生懸命育てたやつを途中で返せと言われるといけけないので、農地を取得して真剣に取り組んでいきたいとおっしゃっています。理に適ったことで、言われることはごもつともだと思ひます。  
事務局

農地法3条の農地の取得につきましては、高収益作物等の内容であれば5反要件を満たさなくてもいいという取扱いもござひます。希望される方が見えれば、事業計画等を確認させていただく必要がござひますので、事務局へご相談いただきたいと思ひます。利用集積の貸借は5反要件が撤廃になっておりますし、来年4月から農地法改正で5反要件撤廃の動きがござひますので、詳細が決まり次第、ご案内させていただきたいと思ひておりますのでよろしくお願ひいたします。